

コンプライアンス行動指針

東京建物グループは、コンプライアンス憲章に基づき、「お客様・取引先」「社会」「株主・投資家」「会社・役職員」との関係を重視し、私たちの行動基準となる「行動指針」（15 項目）を次のとおり定めています。

1. 法令等を遵守し、公正で健全な企業活動を行います

（1）法令等の遵守

- ・諸法令を遵守し、社会規範・高い企業倫理に基づき、公正で健全な企業活動を行います。
- ・国や地域の法令のみならず、文化や慣習を理解し、尊重します。

（2）取引先との適正な関係

- ・取引先とはお互いの権利・義務、立場等を尊重し、経済合理性に基づいた健全な取引を行います。
- ・社会通念上妥当と判断される範囲を超える贈答・接待その他の利益の授受を行ったり、されたりしません。

（3）公正な競争

- ・談合や価格カルテル等、反競争的な慣行を許しません。
- ・秘密情報の不正取得、ダンピング行為等、不正競争行為を行いません。

（4）政治・行政との適正な関係

- ・政治や行政とは透明かつ健全な関係を保ちます。
- ・東京建物グループ贈賄防止指針に基づき、公務員・みなし公務員に対して経済的利益を供与しません。

（5）反社会的勢力との関係遮断

- ・反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨み、不当な要求等には決して応じません。
- ・マネーロンダリング（犯罪行為で得た資金を、正当な経済活動による資金に見せかける行為）等に加担しないように、常に注意を払います。

（6）情報の適切な管理

- ・個人のプライバシーを保護し、職場で知り得た個人情報とは適正に管理し本来の目的以外には使用しません。また、正当な理由がない限り、本人の承諾なく、個人情報を外部へ開示することのないよう十分に注意を払います。
- ・業務上知り得た機密情報を漏洩するなどにより、お客様・取引先・会社等の利益を不当に侵害しません。
- ・会社の情報システムは適正に活用するものとし、情報管理には十分注意を払うとともに、適正な安全管理措置を施します。他社または他人が所有または管理する情報システムへの不正アクセスおよび情報の不正取得等を行いません。

(7) 不正行為等の禁止

- ・誠実に会社の業務を遂行し、会社の名誉・信用を傷つけるような行為や会社の利益に反する行為をしません。
- ・不正行為等を知ったときは、東京建物グループヘルプラインを利用します。
- ・未公表の重要な情報を知った場合は、それが公表されるまで当該会社の株式等を自ら売買することおよび他の者へ売買を推奨することや疑いを招く行為を決して行いません。
- ・不注意等により、第三者に未公表の重要な情報を漏洩することのないよう適正に情報を管理します。

(8) 会社財産の尊重

- ・すべての会社財産は会社の業務を遂行する目的で貸与あるいは提供されていることを十分認識し、私的な目的のために流用しません。
- ・会社の保有する知的財産は、会社の承認を得ることなく、無断で第三者に提供または開示しません。
- ・他社または他人の保有する知的財産を尊重し、許可なく無断で複製するなど不適切な利用を行いません。

2. お客様の立場で考え、誠実に行動します

(1) お客様への誠実な対応

- ・お客様へ提供する商品・サービスについて、虚偽のない正しい情報を公開します。
- ・お客様の立場を第一に考え、私たちの商品・サービスに対する要望や苦情に対して、誠実に対応します。

3. 企業活動を通じて、より良い社会の実現に貢献します

(1) 環境への配慮

- ・「東京建物グループ環境方針」にもとづき、地球環境に配慮した事業活動を行います。
- ・サプライチェーンにおいても、地球環境に配慮した調達活動を実践することで、自然環境との共存共栄をはかります。

(2) 適時・適切な情報開示、財務報告と適正な税務申告

- ・投資判断に重要な影響を与える会社情報については、株主・投資家に対して、適時かつ適切な開示を行います。
- ・経理関連規程等、税法等諸法令、その他一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、信頼性のある財務報告と適正な税務申告を行います。

(3) 地域社会との共存

- ・私たちは、地域社会と良好な関係を築き、この関係を維持するよう努めます。
- ・私たちは、地域社会を十分に理解し、地域社会を踏まえた企業活動を行うことで、地域社会との共存共栄をはかります。

4. お互いの人格や価値観を尊重し、働きやすい職場環境を確保します

(1) 人権の尊重、差別の禁止

- ・人権を尊重し、人種・国籍・信条・性別・性的指向・年齢・社会的地位または出身などに基づく差別を行いません。

(2) ハラスメント行為の禁止

- ・相手方および周囲が苦痛・不快を覚えるようなハラスメント行為を行いません。
- ・ハラスメントのない職場環境の維持に努めます。

(3) 働きやすい職場環境の確保

- ・誰でも自由に発言できる信頼関係の形成や、公正な人事処遇を通じ、風通しの良い職場環境を確保します。
- ・仕事と子育て等の生活の調和を保ち、健やかな心身で、効率的な仕事を行うことを目指します。

以上

制定 2020 年 7 月 1 日